

第 53 回 大阪市人権施策推進審議会 会議要旨

1 日時 令和 8 年 7 月 21 日(火) 15 時 00 分～16 時 45 分

2 場所 大阪市役所 地下 1 階 第 11 共通会議室

3 出席者

(審議会委員) (*:Web 会議にて出席)

・佐藤 貢 委員	・澤田 有希子 会長代理	・塩中 一成 委員
・谷井 正佳 委員	・永井 均 委員	・永井 広幸 委員
・乗井 弥生 会長	・廣岡 浄進 委員	・藤本 光俊 委員
・的場 かおり 委員*	・三輪 敦子 委員	・吉田 直哉 委員*

(事務局(市民局))

・渡辺 市民局理事	・堀田 ダイバーシティ推進室長
・浅井 人権企画課長	・村上 多文化共生担当課長
・吉田 人権啓発・相談センター所長	・草川 人権企画課長代理
・岡井 共生社会づくり支援担当課長代理	・松井 人権啓発・相談センター副所長
・山川 人権企画課担当係長	

4 議事

〔報告〕

1 第 13 回 大阪市同和問題に関する有識者会議 会議録(要旨)

〔議題〕

- 1 人権行政の推進体制強化に向けた各所属の取組状況について
人権研修(令和 7 年度所属別人権研修のアンケート集約結果等)
- 2 大阪市人権行政推進計画に基づく令和 8 年度の取組み
ア「人権の視点!100!」実行プログラムの取組み
イ 人権啓発・相談事業の取組み
- 3 「大阪市人権行政推進計画」の改定について(非公開)

5 議事要旨

【一部を非公開とすることの確認】

- ・ 事務局から、議題 3「大阪市人権行政推進計画改定について」は、改定案に検討中・調整中の内容が含まれ、現時点での公開により誤解や不必要な不安・混乱、関係者間の対立を招くおそれがあること、また特定の属性等に関わる用語・表現を含み当事者の尊厳や社会的受け止めに配慮した慎重な審議を要すること、公開により発言が断片的に受け止められることを過度に意識し、委員の自由な意見交換が阻害され、意思決定過程の中立性・

公正性が不当に損なわれるおそれがあるため、「審議会等の設置及び運営に関する指針」第7-1-(1)エの規定により非公開とする旨の説明があり、出席委員の了承を得た。

【報告】

- ・ 事務局から、令和8年3月2日に開催した「第13回大阪市同和問題に関する有識者会議」の状況について報告した。
- ・ 同会議で説明・意見聴取を行った内容は、本審議会において既に説明済み又は本日説明予定の内容と重複するため、詳細な説明は省略し、本審議会の議題3に包摂して報告することとした。併せて、第14回大阪市同和問題に関する有識者会議の議事のうち「計画改定」に係る意見についても、議題3で報告のうえ、意見を聴取する旨、事務局から説明した。

【議題1】

- ・ 令和8年2月3日に発生した本市職員による差別発言事象を受け、人権行政推進体制を点検・強化する一環として、各所属の人権行政推進委員会の協議事項に、「職員に対する人権研修」に加え、「差別事象対応」と「差別のない職場環境づくり」を追加した要綱の整備を実施したこと、さらに「所属内人権研修」と、「研修以外の取組」についての各所属報告内容を、事務局から説明した。
- ・ 続いて、事務局より人権問題職員研修について、令和7年度に実施した所属別人権問題研修アンケート集計結果等の説明を行なった。
- ・ 委員から、人権問題研修では所属ごとの取組の濃淡があるようなので、それを把握したうえで支援や強化を図る必要があること、人権研修に係る予算措置の必要性、研修全般を所管する総務局と人権問題に係る市民局との連携強化をとの意見があった。
- ・ 委員から、全職員が差別発言に対して問題意識を持つことを当たり前とする組織でなければならない、また職場内外に関わらず、差別は許されないという職場風土を醸成する必要がある、継続的課題だとの意見があった。
- ・ 委員から、個人の尊厳と多様性が認められ、安心して意見を言える心理的安全性が確保される基盤が重要で、それにはトップの明確なメッセージとコミットメントがかかせないとの意見があった。

【議題2】

- ・ 事務局から、「人権の視点!100!」実行プログラムの取組みとして、令和7年度の区役所、局・室、それぞれの取組内容の概要、特徴等について説明した。
- ・ 事務局から、人権啓発・相談事業の取組として、啓発、広報等、各事業の遂行状況と、相談事業の実績等について説明した。
- ・ 委員から、これまでの取組の課題や有効性を整理する必要がある。また差別発言を聞いた側が出自を明らかにするか否かを迫られる点まで理解させる研修が必要との意見があった。
- ・ 委員から、人権相談において電話の割合が圧倒的であるが、若い人たちにとってはSNS、AIなども身近だと思われるので、ツールの多様化を進めてはとの意見があった。

【議題3】「審議会等の設置及び運営に関する指針」第7-1-(1)エに該当するため非公開